

平成 20 年 2 月 19 日

各 位

会社名 ゼネラル株式会社
代表者名 代表取締役 北田 猛
(コード 3890 大証第2部)
問合せ先 経理部長 有野 隆久
(TEL 06 6933 1805)

訴訟事案の和解に関するお知らせ

下記訴訟事案に関して大阪高等裁判所による和解の勧誘に従い、和解交渉を重ねて参りましたが、本日、訴訟上の和解が成立しましたので、お知らせいたします。

記

1. 訴訟事案の内容と経過

(1) 訴訟の内容

平成 17 年 8 月 10 日に預金保険機構より当社に対し、タニヤマエンジニアリング株式会社の当社に対する平成 16 年 10 月期利益配当請求権金 4,920 万円の支払いを求める訴えの提起が大阪地方裁判所にありました。これは、タニヤマエンジニアリング株式会社の当社に対する利益配当金請求権を預金保険機構が差押えたことに基づく取立訴訟であります。また、預金保険機構および株式会社整理回収機構より、平成 18 年 6 月 15 日タニヤマエンジニアリング株式会社の預金配当手続に関して、当社のタニヤマエンジニアリング株式会社に対する債務名義は正当なものでないとして、配当受取額 135 万 2527 円に関して配当表を訂正するよう求める配当異議の裁判を提起されておりました。

この訴訟に対して、当社は、取立訴訟については、タニヤマエンジニアリング株式会社との間の連帯保証契約に基づく保証債務履行請求権と相殺したと主張し、また、配当異議事件については、タニヤマエンジニアリング株式会社に対する債務名義は正当なものであると主張し、係争中でありました。

平成 17 年 11 月 8 日に株式会社整理回収機構より当社に対して、当社普通株式株券 240 万株の引渡しを求める訴えの提起が大阪地方裁判所にありました。これは、タニヤマエンジニアリング株式会社の当社に対する預託株券引渡請求権を株式会社整理回収機構が差押えたことに基づく取立訴訟であります。これに対して、当社は、相生産業株式会社の当社に対する一切の債務を担保する譲渡担保として、タニヤマエンジニアリング株式会社から当社株式株券 240 万株の引渡しを受けたものであると主張し、係争中でありました。

(2) 訴訟の経過と対応

第一審（大阪地方裁判所）の判決

上記の訴訟に関しては、平成19年3月20日被告である当社の主張を認め、原告の請求を棄却する判決がありました。また、上記の訴訟に関しては、平成19年3月28日原告である株式会社整理回収機構の主張を認め、当社の保有する預託株券の引渡しを命ずる判決がありました。

第一審判決後の対応

上記の訴訟に対しては、預金保険機構及び株式会社整理回収機構が、上記の訴訟に対しては、当社が、それぞれ大阪高等裁判所に控訴し、各訴訟が控訴審に係属しておりましたが、平成19年6月以降大阪高等裁判所での和解期日が重ねられ、当社と預金保険機構及び株式会社整理回収機構との間の和解交渉が今日まで継続しておりました。

2. 和解の内容および和解に応じた理由

(1) 和解の主たる内容

当社が、株式会社整理回収機構に対し金4億5000万円を支払う。

株式会社整理回収機構は、当社が預託を受けているタニヤマエンジニアリング株式会社保有の当社普通株式株券246万株に関して、当社の譲渡担保権が有効であることを確認するとともに、預託株券引渡請求権の差押の申立てを取り下げる。

預金保険機構は、平成16年10月期タニヤマエンジニアリング株式会社の利益配当請求権の差押に基づく取立訴訟及び配当異議事件を取り下げる。

との内容であります。

(2) 和解に応じた理由

長期にわたる訴訟に伴う社会的な信用の失墜及び企業（株主）価値の低下の懸念を早期に払拭するため。

当社普通株式株券246万株に対する譲渡担保権が有効と認められ、和解金を上回る貸付金回収が期待できるため。

3. 本件による業績への影響

平成20年10月期第1四半期に関して、現在集計作業中ではありますが、平成19年12月20日お知らせいたしました平成20年10月期連結業績見通しには、本件による影響は現段階ではない見込みであります。

以 上